

お知らせ

貸館の使用制限が緩和されました

「まん延防止等重点措置」及び「山形県再拡大（リバウンド）防止特別対策期間」の設定に伴い、コミュニティセンターの使用について一部制限を行っておりましたが、この度同期間の終了を受けて山形県が新たに設定した「クラスター抑制重点対策期間」に移行することから、コミュニティセンターの使用及び事業における制限について下記のとおり緩和します。

(1) 活動内容による貸館制限

全ての活動に対して、貸館を認めます。

※ いずれの活動も、不織布マスクを正しく着用の上、各業種別ガイドラインを厳守した活動を実施すること。（やむなくマスクを外す場合は、最小限の時間とする）。

※ チェックリストの遵守、参加者名簿の提出は継続します。

- ・ただし、以下の活動に関しては、「クラスター抑制重点対策期間」の趣旨及び要請内容に基づき、貸館を認めません。
- ・スポーツ少年団活動（会議や集会での利用は可能）

(2) 館内の飲食について

次の事項を厳守したうえで飲食を認めることとします。

なお、実施の際は次のことについてご留意ください。

- ア. 検温、手指消毒を実施し、不織布マスクを着用する。
- イ. 参加者同士の適切な距離（最低1m）を取る。可能であればパーティションを設置する。
- ウ. 30分に1回5分程度換気を行う。
- エ. 開催時間は2時間以内とする。
- オ. マスク会食（飲食する時だけマスクを外し、会話の際はマスクを着けて）を行う。
- カ. 大皿料理を避け、あらかじめ小皿に取り分けるなどして、箸等の共用をなくす。また、お酌や返杯は行わない。
- キ. 体調が悪い場合は、参加を控えてもらう。

(3) 部屋の定員数

平常時の定員数に戻します

ただし、以下の活動については、対人距離（最低1m）に特に注意した上で活動して下さい。

ア. マスクを外す活動

- ・吹奏楽 ・スポーツ吹矢 ・尺八 ・ハーモニカ ・飲食等

イ. マスクを着用していても大声を出す活動

- ・カラオケ ・合唱 ・詩吟等